

答申第 93 号
平成 21 年 12 月 25 日

兵庫県教育委員会
委員長 上羽 慶市 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

保有個人情報の不訂正決定に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成 20 年 12 月 26 日付け諮問第 5 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 平成 19 年 11 月 6 日付け 処分説明書
- 2 第 26 号議案 教職員の人事に関する件
- 3 平成 19 年 10 月 22 日付け 第 50 号非違行為の発生について(報告)
- 4 平成 19 年 10 月 12 日 事情聴取要旨
- 5 平成 19 年 10 月 15 日 事情聴取要旨
- 6 平成 19 年 10 月 18 日 事情聴取要旨

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県教育委員会(以下、「実施機関」という。)が行った不訂正決定は、いずれも妥当である。

第2 異議申立ての概要

1 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成20年8月25日、個人情報の保護に関する条例(以下、「条例」という。)に基づき、特定の生徒の調査書(受験する生徒の成績等を証明するために大学に提出される公文書のこと。)が書き換えられたことに関して、異議申立人が実施機関から受けた懲戒処分に係る文書の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、平成20年9月10日、異議申立人に係る13件の保有個人情報を開示決定するとともに、異議申立人以外の者からの聴き取り要旨、顛末書等13件の保有個人情報について不開示を決定した(うち1件は不存在。)
- (3) 異議申立人は、平成20年10月24日、開示を受けた保有個人情報のうち、諮問のあった6件の保有個人情報(処分説明書、教育委員会会議の議案・参考資料、校長の報告書及び事情聴取要旨3件)について条例に基づき訂正を求めたが、同年11月28日、実施機関はいずれも訂正しないことを決定した。
- (4) 異議申立人は、平成20年12月24日、上記(3)の不訂正決定の取消しと保有個人情報の訂正を求めて、本件異議申立てを行った(具体的な訂正箇所、求める訂正の内容は別表のとおり。)

2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書、口頭による意見陳述及び関係人の陳述書において述べている本件異議申立ての主張の要旨は、以下のとおり要約される。

- (1) 「異議申立人には明確な調査書改ざんの故意は存在しなかった」のであり、事件の本質は、高等学校における「成績データ集約作業に関する事務分配の不徹底」及び「事務分配の教諭間の周知の不十分」という体制的な不備にある。
- (2) 教育委員会の調査担当者は、異議申立人が改ざんを主導したとの誤っ

た認識のもと、強引な誤導、あるいは誘導を行い、供述内容を歪めて聴取している。

- (3) 異議申立人が調査書を改ざんした又は改ざんさせたという事実はなく、「偽って」校長印を押したという事実も、担任印を押すよう「迫った」という事実もないので、これに反する記述について訂正を求める。
- (4) 教育委員会が、訂正請求に対して改めて調査をせずに退けたことは、不当である。
- (5) また、関係人である教務担当教諭の陳述書においては、調査書の書き換え行為が、異議申立人の指示によるものではないこと、及び実施機関の事情聴取において、関係人は実施機関の誘導に従い、異議申立人の圧力を認める旨の返答をしたことが述べられている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べている不訂正の理由は、以下のとおり要約される。

1 事実関係について

(1) 訂正を求められた個別の事実について

訂正を求められた保有個人情報については、いずれも事実であることが確認できることから、訂正の必要はない。

(2) 陳述における誘導の有無

実施機関が、異議申立人を強引に誘導したという事実はない。

(3) 調査書の書き換えの経緯

実施機関は、「異議申立人が調査書の書き換えを指示したとか、共謀したという事実は認定していない(できなかった。)」。

また、異議申立人が、調査書に記載される全教科、科目の成績の平均値(以下、「評定平均値」という。)を、書き換えられた後のものが正しいと信じていたかどうかは不明である。

しかしながら、本件において、次の事実が確認できることから、異議申立人の訂正の求めに応じる必要がない。

ア 教務担当教諭が調査書を書き換えた。

イ 異議申立人は、調査書作成に關与する権限がないにもかかわらず、教務担当教諭によって書き換えられた調査書のコピーに、行使の目的を持って自ら校長印を押印した。

ウ 異議申立人は、担任教諭が調査書の評定平均値を変更する意思のないことを認識しながら、書き換えられた調査書に担任教諭の印を押さ

せた。

2 本件における保有個人情報の性格

「本件個人情報は、異議申立人を含む関係教職員が行った非違行為に対し、懲戒処分を検討するため、実施機関が収集あるいは作成したものである。」

このため、懲戒処分を検討するのに足りる内容を超えた記述を、追加、訂正する必要はない。

第4 当審議会の判断

当審議会は、異議申立人の主張、陳述及び関係人陳述書並びに実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

1 個人情報の訂正請求制度について

(1) 訂正請求権

条例は、「自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる」と規定している(条例第28条)。

(2) 実施機関の訂正義務

また、同じく条例において、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定している(条例第30条)。

(3) 当審議会の調査権限等

ア 条例は、当審議会が、「不服申立てに係る事件に関して、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる」と規定している(条例第45条第4項)。

しかしながら、実施機関や第三者に対する強制的な調査権は与えられておらず、また、対審構造のもとでの証拠・証人調べを行うことも予定していないという当審議会の組織・権限に照らせば、訂正請求制度における事実調査については、一定の限界があるものと言わざるを得ない。

イ 上記アに述べた当審議会の調査権限に照らして考えるとき、個人情報の訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部

分の事実の表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でない判断し、その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等について、当審議会が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容について自ら根拠を示して明確かつ具体的に立証する必要があるというべきである。

(4) 訂正請求制度における訂正の対象

ア 事実と評価・判断について

訂正請求の対象となるのは「事実」であって、「評価・判断」ではないと解されている。評価・判断された結果について、その事実の記載が誤っている場合は訂正の対象となるが、「評価・判断」そのものについては、訂正請求の対象とすることはできない。

イ 内心の状況について

訂正請求で訂正を求めることができるのは「事実」であり、客観的な正誤の判定が可能であることが求められる。

したがって客観的な正誤の判定が困難な「内心の状況」については、訂正を求めることのできる「事実」には当たらない。

ウ 過去の事実の訂正について

過去の事実を記載した保有個人情報を含む公文書は、そこに記載されている情報の内容の客観的な正否は別として、いずれも過去の一定の時点において作成され、使用されたものであることから、これを訂正することは、過去にあった事実を書き換えることとなり、一般的には訂正請求の制度に照らして妥当ではないと考える。

しかしながら、過去の事実であっても、客観的に明白な誤りが認められる場合には、個人情報のより適正な取扱いの観点からは、当該部分が誤りである旨を付記することなどの措置をとることが望ましいと考える。

2 本件訂正請求に係る保有個人情報について

(1) 処分説明書、教育委員会会議の議案・参考資料、校長の報告書について

ア 訂正請求対象文書のうち、懲戒処分の処分説明書、教育委員会会議の議案・参考資料、校長の報告書については、異議申立人に関する個人情報の記録という側面に加え、実施機関における処分、議案、報告という、いわば過去の一定の時点に実際に行われた行為の記録であり、これを訂正することは、異議申立人に関する個人情報を訂正することを超えて、過去に実際に行われた処分、議案、報告について、事実と異なる内容に書き換えることになり、妥当ではない（なお、処分説明

書の処分理由については、訂正請求の対象とならない「評価・判断」情報にも該当すると認められる。)

イ しかしながら、上記 1 (4)ウに述べたとおり、客観的に明白な誤りが認められる場合については、その旨を付記することが必要と考えられるため、以下、この点について検討する。

異議申立人が訂正等を求めているのは、異議申立人及び教務担当教諭の「内心の状況」、担任教諭の行為、処分説明書の処分理由という「評価・判断」、校長印の押印時の状況等であるが、実施機関及び校長が、過去の一定の時点で行った「評価・判断」や「内心の状況」は客観的な判定になじむものではなく、また、異議申立人の主張や関係人の陳述書からは、当該部分の記述が客観的に明白な誤りであるとまでは認めることはできない。

(2) 事情聴取要旨について

ア 事情聴取要旨の記載内容について

事情聴取要旨は、実施機関が異議申立人から聞き取った内容を記録した文書であるが、1時間10分ないし5時間という長時間の事情聴取の内容を、実施機関の担当職員が、その後の処分を検討するに際し必要な範囲でA4用紙1枚程度にまとめたものであり、事情聴取の内容が逐語的に記録されたものと認めることはできない。

イ 記載の削除及び追加について

(ア) 異議申立人は、実施機関の職員の予断による強引な誤導、あるいは誘導により、供述内容が歪められている旨主張する。

しかし、実際にどのような応答がなされたのかを確認することはできず、異議申立人が削除を求める部分の応答がなかったとまで認めることはできない。

(イ) また、異議申立人が記載の追加を求める応答が実際に存在したかを確認すること自体ができないことに加え、事情聴取要旨に、どのような情報をどの程度まで詳細に記載するかは、実施機関の判断に委ねられていると解するほかなく、さらに、事情聴取の過程での応答内容のどの部分を事情聴取調書に採用するかについても、実施機関の判断によるものと考えざるを得ない。

(ウ) したがって、事情聴取要旨の記載の削除及び追加を求める異議申立人の主張には理由がない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

(別表)

対象文書	文書の内容	訂正を求める箇所		訂正を求める内容
平成 19 年 11 月 6 日付け 処分説明書	任命権者である 実施機関が、被 処分者である異 議申立人に交付 した文書	処分の理由欄の記載		削 除
第 26 号議案 教職員の人事 に関する件	実施機関が、異 議申立人を含む 関係教職員に対 する懲戒処分に ついて議決する ために作成した 文書	(別紙) の事件の 概要欄	教務担当教諭が調査書を書き換 えた理由を記載した部分	一部削除
			校長印の押印の経緯を記載した 部分	追 加
			担任印の押印の経緯を記載した 部分	一部削除 及び追加
		「参考」 の 2 事件 の概要欄	の中段、担任教諭と異議申立 人のやりとりを記載した部分	削 除
			の後段、異議申立人が担任教 諭に求めた行為を記載した部分	追 加
			中、異議申立人が教務担当教 諭に調査書を渡した経緯を記載 した部分	一部削除 及び追加
			中、異議申立人が調査書を使 用したことを記載した部分	追 加
中、校長印の押印の状況を記 載した部分	一部削除 及び追加			
中、異議申立人が校長室に行 った状況を記載した部分	一部削除 及び追加			

平成 19 年 10 月 22 日付け 第 50 号非違行為の発生について (報告)	県立 高等学校長が、異議申立人を含む複数の関係教職員から聞き取り及び提出を受けた顛末書により確認した事案の概要を、実施機関に報告するため作成し、実施機関が受領した文書	3 原因と状況	8 月 27 日の項中、異議申立人と担任教諭とのやりとりを記載した部分	一部削除及び追加
			8 月 30 日の項中、校長印の押印時の状況を記載した部分	一部削除及び追加
平成 19 年 10 月 12 日付け 事情聴取要旨	実施機関が異議申立人等に対し懲戒処分の検討を行うための資料として、実施機関の担当者が異議申立人から事情聴取を行った後、異議申立人が供述した内容を記録した文書		3 番目の答の部分	一部削除及び追加
			5 番目の答の部分	追加
			6 番目の答の部分	一部削除及び追加
平成 19 年 10 月 15 日付け 事情聴取要旨			4 番目の答の部分	追加
			5 番目の答の部分	削除及び追加
			6 番目の答の部分	削除及び追加
			7 番目の答の部分	追加
平成 19 年 10 月 18 日付け 事情聴取要旨			5 番目の答の部分	削除及び追加
			6 番目の答の部分	一部削除及び追加
	8 番目の答の部分	一部削除		

(参 考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
H 2 0 . 1 2 . 2 6	・ 諮問書の受領
H 2 1 . 1 . 2 3	・ 諮問庁から意見書を受領
H 2 1 . 2 . 1 6	・ 異議申立人から意見書を受領
H 2 1 . 9 . 4 (第 112 回 審 議 会)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審 議
H 2 1 . 9 . 2 8 (第 113 回 審 議 会)	・ 審 議
H 2 1 . 1 0 . 2 1	・ 関係人の陳述書を受領
H 2 1 . 1 1 . 6 (第 114 回 審 議 会)	・ 審 議
H 2 1 . 1 2 . 1 1 (第 115 回 審 議 会)	・ 審 議
H 2 1 . 1 2 . 2 5	・ 答 申